

このリリースに関する連絡先:

三島祐子
広報担当アシスタントマネージャー
03 6271 9408
yuko.mishima@bakermckenzie.com

ベーカーマッケンジー、プロスペクト社によるロンドン証券取引所上場 会社に対する自社株対価の買収取引において法的アドバイスを提供 ～日本の上場会社としては初～

【東京発 2017年6月12日】ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）（所在地：東京都港区、代表パートナー：ジェレミー・ピッツ）は、ロンドン証券取引所上場会社である The Prospect Japan Fund Limited（以下「TPJF」）の全株式を自社株を対価として買収するオファーが開始されたことに関して、買収会社側の日本及び英国の法務カウンセラーとして株式会社プロスペクト（所在地：東京都渋谷区、代表取締役社長：カーティス・ブリーズ、以下「プロスペクト社」）に法的アドバイスを提供しました。

本件は、TPJFの発行済株式の全部を取得するため、英国のシティ・コード^{※1}に従ったプロスペクト社の普通株式を対価とするオファー（all-share offer）を、TPJFの設立準拠法であるガーンジー会社法に定めるスキーム・オブ・アレンジメントの手法を用いて行うことによりTPJFを完全子会社化する取引を開始したものであり、日本の上場会社として初のロンドン証券取引所上場会社に対する自社株対価の買収取引です。

本案件は、東京オフィスのキャピタル・マーケットグループのパートナーである角谷仁之、並びにロンドンオフィスのヘレン・ブラッドレー（Helen Bradley）及びジェームス・トンプソン（James Thompson）がリードし、東京オフィスではアソシエイトの谷田部耕介、渡邊大貴、稲葉正泰及び中井健彦が本件を担当しました。

本件について角谷仁之は、「1995年に英国企業同士の買収に関して日本で株式対価取引の公開買付届出書の提出を行って以来、20年以上の時を経て、ようやく日本の上場企業が自社株を対価とする海外上場会社の買収の提案を実施するに至りました。この取引の開始は、国境のない資本市場の世界における日本企業の国際化の歴史の中でも感慨深いものです。引き続きロンドンオフィスと協力してクロージングの達成を目指します」と述べています。

※1 シティ・コードとは：正式名「The City Code on Takeovers and Mergers」。英国の企業買収・合併に関する規則。

- 以上 -

本件における責任者



角谷 仁之
パートナー、キャピタル・マーケットグループ
03 6271 9476
hitoshi.sumiya@bakermckenzie.com

国際的なコーポレート・ファイナンス及び投資銀行業務に関して約 30 年の経験を有する。国際的な証券取引規制、日本の金融市場の実務に精通しており、資本市場、企業財務、REIT を含む金融商品に関わる数多くの証券会社、信託銀行及び発行会社の代理業務を手がける。また、国際的な株式・現金を対価とする公開買付、自社株取得と組み合わせた公開買付や優先株を用いたデット・エクイティ・スワップ等も開発している。



谷田部 耕介
シニア・アソシエイト、キャピタル・マーケットグループ
03 6271 9722
kosuke.yatabe@bakermckenzie.com

様々なファイナンス取引業務に加え、金融商品取引法を中心とする金融機関への規制に関するアドバイスやエネルギー・プロジェクト業務にも精通。キャピタルマーケット関係（クロスボーダー証券案件、IPO 案件、インセンティブプラン案件、その他コーポレートファイナンス案件）、M&A 関係（株式会社及び REIT の公開買付案件、組織再編、業務提携）、エネルギー・プロジェクト関係（海外 IPP 案件、燃料インフラストラクチャー案件）、ストラクチャードファイナンス関係（不動産の流動化案件、債権の流動化案件、ファンド案件）の業務を担当。



渡邊 大貴
シニア・アソシエイト、キャピタル・マーケットグループ
03 6271 9719
hiroki.watanabe@bakermckenzie.com

国内企業による国内外における資金調達に関連する法律業務、海外政府機関・企業による国内における資金調達に関連する法律業務、国内企業による金融商品取引所への上場、金融商品取引業者のコンプライアンス等、その他、金融・証券規制全般、会社法等企業法務全般を担当。

ベーカーマッケンジーについて

ベーカーマッケンジーは、世界を舞台とする厳しい競争に立ち向かうクライアント企業を支援します。私たちは、様々な国や幅広い業務分野に関わる複雑な法的課題を解決します。65 年以上にわたり独自の文化を育ててきた当事務所では、13,000 人の所員が現地の市場を理解し、複数の国や地域に跨る案件を巧みに遂行することができます。信頼における同僚・友人のように、互いに協力して案件に臨むことで、クライアント企業と信頼を築きます。

www.bakermckenzie.com

ベーカ-&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）は、ベーカ-&マッケンジーの東京事務所として 1972 年に開設されました。日本法に関する卓越した知識、経験とともに、グローバル・ビジネスに関する実績とノウハウを兼ね備えた外国法共同事業を営む法律事務所として、日本最大級の規模を有しています。当事務所は、ベーカ-&マッケンジーのメンバーファームとして、国内外の金融法務、M&A、企業法務、独占禁止法、大型プロジェクト、知的財産、国際税務、訴訟・仲裁、労務、環境、製薬、不動産関連等について、総合的かつ専門的な法務サービスを提供しています。

www.bakermckenzie.co.jp



ベーカ-&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）はスイス法上の組織体であるベーカ-&マッケンジーインターナショナルのメンバーファームです。ベーカ-&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）及びベーカ-&マッケンジーインターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカ-&マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。